



令和6年3月25日

財務大臣  
鈴木 俊一 殿

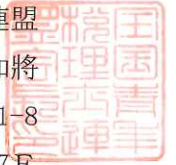
全国青年税理士連盟

会長 富川 和將

東京都渋谷区千駄ヶ谷 5-21-8

代々木第10 下田ビル 7F

電話 03-3354-4162



## 源泉徴収制度を用いた給与等の所得税定額減税方法に対する反対意見書

私たち全国青年税理士連盟は、昭和42年の設立以来、国民のための税理士制度、税務行政、税制を実現することを目的に租税制度その他の諸制度について研究し、積極的な提言を行うなど日々活動しております。

さて、所得税及び住民税の定額減税が盛り込まれた税制改正法案が2月13日の衆議院本会議で審議入りしました。特に、給料・賞与（以下、給与等といいます）の所得税定額減税方法は、極めて短期間に立案が行われ、かつ制度開始まで時間的猶予が限られるなかで制度を無理強いしており納税者に対していたずらに混乱を招き到底許容できるものではありません。また、源泉徴収義務者に対し過度な事務負担及びそれに伴う経済的負担を強いるため、以下に述べるとおり、源泉徴収制度の趣旨を踏まえ強く反対します。

1. 現行所得税法は、申告納税制度を原則とし、源泉徴収制度はその特例として構成されている。この源泉徴収制度を特例制度として法的に是認している趣旨は、税收の確保、徴税手続きの簡便さ・徴税費等の節約とともに、源泉徴収義務者に過度な事務負担をかけない点にある。
2. 国税庁が作成した「給与等の源泉徴収事務に係る令和6年分所得税の定額減税のしかた」（以下、「定額減税パンフレット」という）は頁数が16頁（参考資料頁含む）、併せて同庁が公表している「令和6年分所得税の定額減税Q&A」も31頁（令和6年3月18日時点）となっており、頁数の多さのみならず、新出用語も散見され、源泉徴収義務者は概要を把握するだけでも相当な時間と労力を要する。
3. また、定額減税パンフレットにも記載されているとおり、例えば扶養控除等申告書に記載していない同一生計配偶者や16歳未満の扶養親族を令和6年6月1日までに確認しなければならず、「源泉徴収に係る定額減税のための申告書兼年末調整に係る定額減税のための申告書」を配布する場合は、その周知、配布、回収など、制度開始までに時間的猶予が限られている。さらに、1回の給与支給額で定額減税額（本人）30,000円が控除できる給与所得者は、「給与所得の源泉徴収税額表（月額表）」からも明らかなおおり、その扶養親族等の数が0人の場合であっても「社会保険料等控除後の給与等の金額」が503,000円以上の者である。よって、所得税の定額減税額を次月以降も管理しな

なければならない給与所得者（従業員）は相当数生じることが考えられ、その管理・計算のために、新たな管理表の作成や確認作業など、源泉徴収義務者に新たな事務負担を生じさせる。また、給与計算業務を外部委託している場合には、定額減税に伴う追加費用が生じた場合に経済的負担も強いられることになる。

4. 確かに平成 10 年度当時にも同様に源泉徴収制度を用いて給与等の定額減税を行ったが、今般審議入りした法案は、月次の源泉徴収事務以外に確認すべき点が多く、減税額も多くなっていることから、源泉徴収義務者は大変煩雑な作業を行わねばならない。
5. よって、現行の源泉徴収制度下における給与等の所得税定額減税方法は、源泉徴収義務者に対し過度な事務負担及びそれに伴う経済的負担を強いるため、強く反対する。
6. 定額減税の趣旨を踏まえれば、今回のような煩雑な減税方法ではなく、国民へ減税相当分を給付すべきである。また、所得金額による給付制限を考慮するならば、例えば給付金を課税取扱いとし、所得金額によって給付した額が徴収されるような方法を構築すべきである。

以上